

## 1 経緯

消費者庁では、警察庁、金融庁等と連携し、「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、対応策を検討。平成22年3月、対応策を取りまとめ。

## 2 対応策の概要

### (1) 情報集約から取締までを一貫的かつ迅速に行う体制の構築

- ア PIO - NETを活用し、被害情報を速やかに共有。
- イ 被害情報を蓄積し、個別事業者の名寄せ情報(実在性や金融商品取引法上の登録の有無等)を、定期的に関係省庁(警察庁、金融庁)に情報提供。
- ウ 日本証券業協会が設置するコールセンターに寄せられる被害情報について、行政も提供を受け、情報共有。
- エ 関係省庁では、ア～ウの情報を活用し、悪質な事業者への取締(無登録に係る警告等、犯罪に該当する事案の捜査等)を強化。
- オ PIO - NET情報の取扱ルール及び端末設置箇所の見直し。

### (2) 注意喚起、普及啓発の強化

- ア 消費者庁・国民生活センターによる注意喚起の徹底。
- イ 金融庁、消費者庁、警察庁が連名でパンフレットを作成・配布。
- ウ 日本証券業協会の作成するポスターの掲示等に協力。
- エ 福祉関係団体や消費者団体等と連携し、草の根での啓発活動を強化。

### (3) 被害の抑止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備のあり方の検討

## 未公開株等の取引を利用した詐欺的商法に対する取組状況(2)

### 3 施策の実施状況

#### 情報集約・共有

約1000件の相談情報がPIO - NETに入力。(6月11日現在)

日本証券業協会から消費者庁等に対し、10回に亘り、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報(約1200件)を提供。(6月21日現在)

上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。4回に亘り、警察庁、金融庁に約1300事業者分の名寄せ情報を提供。(6月23日現在)

#### 業者への対応

国民生活センターから、「商号変更後・会社解散後も旧社名で社債を発行する業者」について、業者名を公表。(3月)

金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の発出について、業者名の公表を同庁ホームページにおいて開始。(4月)

警察において、悪質な事業者の捜査を推進し、被疑者を検挙。(1,2,4,6月)

#### 注意喚起・普及啓発

消費者庁から、「未公開株・社債の勧誘に関する注意喚起について」を発表し、高齢者等に注意を喚起。(3月)

金融庁、消費者庁、警察庁の連名で、リーフレットを作成し、地方公共団体、消費者団体、業界団体等に配付。(3月)

日本証券業協会において消費者庁、警察庁、金融庁との連名により作成したポスターの配付等に協力。(3月)

高齢者の消費者被害をテーマとする消費者月間の取組において、未公開株等の取引を利用した詐欺的商法を積極的に取り上げ。(5月)